

御堂筋デザインガイドライン

御堂筋本町北地区

- Ver.1 -

(案)

平成 年 月

大 阪 市

目 次

頁

1. はじめに

- (1) デザインガイドラインの目的と基本的な考え方..... 1
- (2) 対象となる行為..... 1
- (3) 対象範囲 2

2. まちづくりの目標

- (1) 御堂筋らしさとは..... 3
- (2) 御堂筋エリアの将来像 8
- (3) 淀屋橋～本町 区間のまちなみ創造の方針 9

3. 御堂筋にふさわしいにぎわいと魅力あるまちなみのルール

- (1) 風格あるビジネスゾーンの形成に向けて 11
- (2) 上質なにぎわいのあるまちなみの形成に向けて..... 20

4. デザインガイドラインの運用について

- (1) 各ルールの留意点..... 33
- (2) 運用手順 35

1 はじめに

(1)デザインガイドラインの目的と基本的な考え方

○目的

＜まちの将来像とまちなみ創造の作法の共有と協議型まちなみ創造の実践＞

- ・都市を取り巻く状況が大きく変化する中、大阪の成長を牽引する都心の活性化が不可欠となっており、御堂筋沿道及び周辺では、これまで培ってきた業務・商業集積地の強みを活かしながら、24 時間稼働する魅力的な多機能エリアをめざし、大阪の伝統と革新が生み出す世界的ブランド・ストリートとして、御堂筋沿道を次世代に向けて再生・発展させていくこととしています。その実現に向けては、国内外を問わず、土地所有者、建物事業者、店舗等のテナント事業者等、まちづくりに参画するすべての人々（以下、事業者等）が御堂筋エリアの将来像と、御堂筋沿道における景観形成だけでなく幅広い視点からのまちなみ創造の作法を共有する必要があります。そこで、本市では、その羅針盤として本ガイドラインを策定し、本ガイドラインに沿って本市と事業者等が協議を行うことにより、デザイン等を適切に誘導し、もって、大阪のシンボルストリートにふさわしいにぎわいと魅力あるまちなみ創造、ひいては、御堂筋の活性化を推進することを目的とします。

＜進化するガイドライン＞

- ・本ガイドラインは、社会環境・経済情勢の変化等に対応して、その内容を適宜見直し、より望ましい姿へと進化させていくこととしています。将来的には地元組織等による運用（テナント更新時等の自主的運用、メンテナンス等）も想定しています。

○基本的な考え方

＜より良いまちなみを実現するための指針等の明示＞

- ・より良いまちなみの実現をめざし、御堂筋沿道における壁面の連続と高さ 50mでの基壇の形成など、風格のあるまちなみを形成するための形態誘導や、にぎわい形成のための低層部の建物用途、屋外広告物などは、具体の指針等を示します。
- ・また、建築物の外観デザインや低層部のにぎわいの質などについては、一定の条件のもとに事業者の創意工夫に委ね、魅力的で陳腐化しないまちづくりの実践を誘発することを意図しています。ガイドラインではそのための共通の判断をしやすいするため、望ましい参考事例等（写真等）を列挙しながら、指針等を示します。

(2)対象となる行為

- ・以下の行為を対象とします。以下の行為を行う場合は必要な協議を行ってください。
 - ・建築物を新築、増築、改築、移転する場合
 - ・道路に面する外観の模様替え、外構の模様替えをする場合
 - ・用途変更、大規模の修繕又は大規模な模様替えをする場合
 - ・屋外広告物を設置、増設、表示の変更、移設、改造する場合

(3)対象範囲

- 本ガイドラインでは、御堂筋沿道として、御堂筋から、東西方向に1街区、南北方向は土佐堀通から中央大通までの、以下の範囲を対象とします。(以下【淀屋橋～本町 区間】)ただし、本町通以南の心斎橋筋に面する敷地で、御堂筋に接していない敷地は除きます。

